

赤 監 第 27 号
令和3年 2月 19日

赤 磐 市 長 友 實 武 則 殿
赤磐市議会議長 金 谷 文 則 殿

赤磐市監査委員 本 莊 司 郎
赤磐市監査委員 松 田 勲

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体について監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 2 年度財政援助団体監査結果報告書①

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和 3 年 1 月 29 日（金）

3 監査の対象

財政援助団体 公益社団法人 赤磐市シルバー人材センター
補助金所管課 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市保健福祉団体運営費補助金	12,741,000
合 計	12,741,000

（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市保健福祉団体運営費補助金交付規則

3 団体の概要

（1）設立目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために就業の機会を確保し、組織的に提供すること
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業または労働者派遣事業を行うこと
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと
- オ 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと
- カ その他目的を達成させるために必要な事業を行うこと

(3) 役員及び職員数

役員 理事長1名、副理事長1名、常務理事1名、理事11名、監事2名

職員 正職員5名、非常勤職員6名

(4) 会員数（令和2年12月31日現在） 392名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳（写し）に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

第4 意見

人口減少、少子高齢化が進行する中、令和元年12月「全世代型社会保障検討会議中間報告」では、人生100年時代に対応し元気で意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる社会を実現することの必要性を指摘している。これを受けて、70歳までの就業機会の確保のための措置を講じることを企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の一部改正が令和2年3月31日に成立した（令和3年4月1日施行）。

このように高齢者の就業に関連した国の施策が大きな転換期を迎えている中、シルバー人材センターは、働く意欲と能力を持った高齢者に、職業生活の充実や多様な社会的活動に参加する機会を確保する組織として、その役割は重要になっていくものと思われる。

国や市からの補助金をはじめとする依存財源は、行財政改革が図られる中、今後も厳しくなるものと推察されるが、事業の円滑な推進のため、新規事業への取り組みや既存事業の拡充などにより、自主財源の確保に努められるとともに、事業の効果的かつ効率的な運営を徹底されるよう要望する。

令和 2 年度財政援助団体監査結果報告書②

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和 3 年 1 月 29 日（金）

3 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
所管部署 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市社会福祉協議会運営費補助金	73,340,000
山陽老人福祉センター運営費補助金	39,629,000
合 計	112,969,000

（令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

3 団体の概要

（1）設立目的

赤磐市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 居宅介護等事業の経営
- ク 老人福祉センターの経営
- ケ 山陽総合福祉センターの経営
- コ 山陽高齢者生きがいセンターの経営
- サ 赤坂福祉サービスセンター「春の家」の経営
- シ 老人デイサービス事業の経営
- ス 居宅介護支援事業
- セ 生活福祉資金貸付事業
- ソ 福祉サービス利用援助事業
- タ 障害福祉サービス事業の経営
- チ 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の経営
- ツ 自立相談支援事業
- テ 家計改善支援事業
- ト 被保護者就労支援事業
- ナ 介護保険法に基づく第1号事業
- ニ 生活支援コーディネーター事業
- ヌ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 役員及び職員数（令和3年1月1日現在）

役員 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名、評議員20名

職員 正職員36名、嘱託職員10名、臨時職員4名、パート職員44名、登録職員17名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳(写し)に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

第4 意見

急激な少子高齢化、核家族化が進む中、社会的孤立や経済的困窮など社会福祉問題は複雑・多様化し、今後増大していくものと思われる。

多様なニーズに対応するサービスの開発・展開や、今後少子高齢化による担い手不足が懸念される福祉人材の育成等の取り組みを強化していくことが期待される中で、地域福祉の中心的な担い手として福祉事業を展開している社会福祉協議会の役割はますます重要なものとなっている。

国や市が、補助金の見直しなど行財政改革に取り組んでいる中、社会福祉協議会においても、継続して適切な事業評価や経費の削減などによる効率化と人件費の適正化を図るとともに、自主財源の確保など、安定した財務運営に努め、より一層、地域福祉活動を推進されるよう要望する。